

### 第1号被保険者の介護保険料を改定します

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

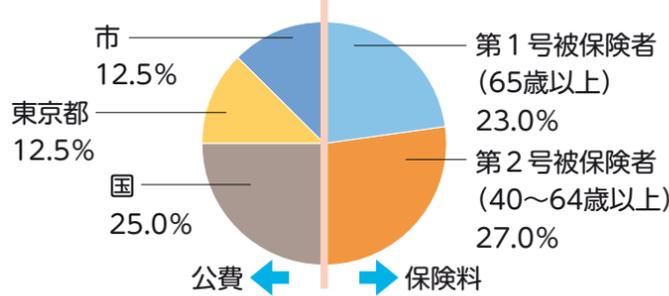
本年3月に策定した第9期介護保険事業計画の中で、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料を改めて設定しましたのでお知らせします。

#### 財減構成

介護保険の財源は、被保険者の方にご負担いただく保険料と、国・都・市が負担する公費により構成されます。

#### 介護保険の財源の内訳

【財源】第9期 6,347円(基準月額) 第8期から4.8%増



※上記の公費負担割合は、施設などに係る保険給付費、地域支援事業費では異なります。

#### 介護保険の給付費等の見込み

介護保険の給付費等は、主に在宅の方へのサービス(デイサービスなど)と、施設に入所されている方へのサービス(特別養護老人ホームなど)に係る費用で構成されています。第9期(令和6年度~令和8年度)では、高齢化の進行による介護認定者数の増加や介護報酬の改定の影響などを踏まえ、これらのサービスに係る3年間の給付費等を約546億円と見込みました。

#### 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、次の考え方にに基づき検討し設定しました。

- ①介護保険料の所得段階は、第8期と同様、所得に応じた負担となるよう17段階とします。
  - ②低所得者層の介護保険料は、公費による軽減を図ります。
  - ③介護給付費準備基金を活用し、介護保険料の上昇抑制を図ります。
- 上記の考え方を基に算出した結果、第9期の介護保険料基準額は、月額6,347円・年額76,100円となりました。この基準額(月額)をもとに、所得段階ごとの介護保険料額(年額)を設定しました。

### 第1号被保険者の介護保険料

(上段は年額、下段は月額)

段階	対象者	基準額に対する割合	第9期保険料額	
第1段階	生活保護の受給者の方	0.285	21,700円 (1,809円)	
	老齢福祉年金の受給者の方			
	本人の前年の課税年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	本人の前年の課税年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.395	30,000円 (2,507円)	
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.625	47,600円 (3,967円)	
第4段階	本人が住民税非課税で同一世帯員は住民税課税で、本人の前年の課税年金収入額と当該年金に係る所得を除いた合計所得金額の合計が	80万円以下の方	0.875	66,600円 (5,554円)
第5段階		80万円を超える方	1.000	76,100円 (基準額6,347円)
第6段階	120万円未満の方	1.150	87,500円 (7,299円)	
第7段階	120万円以上210万円未満の方	1.250	95,200円 (7,934円)	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	210万円以上320万円未満の方	1.500	114,200円 (9,521円)
第9段階		320万円以上400万円未満の方	1.675	127,500円 (10,631円)
第10段階		400万円以上500万円未満の方	1.780	135,500円 (11,298円)
第11段階		500万円以上600万円未満の方	1.845	140,500円 (11,710円)
第12段階		600万円以上700万円未満の方	1.950	148,500円 (12,377円)
第13段階		700万円以上800万円未満の方	2.195	167,100円 (13,932円)
第14段階		800万円以上900万円未満の方	2.400	182,700円 (15,233円)
第15段階		900万円以上1,000万円未満の方	2.600	198,000円 (16,502円)
第16段階		1,000万円以上2,000万円未満の方	2.800	213,200円 (17,772円)
第17段階	2,000万円以上の方	3.005	228,800円 (19,073円)	

※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課されます。令和6年度の介護保険料は前年(令和5年1月1日~12月31日)の合計所得金額で算定します。※5月以降に65歳になる方や転入者の保険料額は、月割りで算定します。※課税年金収入額とは、非課税年金(遺族年金、障害年金)以外の年金の総支給額です。※合計所得金額とは、繰越損失控除前の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額です(短期・長期譲渡所得については特別控除の金額を差し引いた額)。※保険料額は年額で決定するため、月額は目安であり、実際の賦課額とは異なります。

#### 納入通知書の送付

令和6年度介護保険料納入通知書は、7月中旬の送付を予定しています。

**ようこそとしよかん 6月**

乳幼児~小学生を対象としたおはなし会など、いろいろな行事を行っています。お問い合わせは各図書館へ

中央	☎042-465-0823
火~金 午前9時~午後8時 土・日・祝日 午前9時~午後6時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●にこにこおはなし会 6・20日(休)午前11時/1~2歳児と保護者 ※6日はわらべうたの時間になります</li> <li>●おはなし会 6・13・20・27日(休)午後3時30分/3歳児から</li> <li>●サンサンおはなし会 16日(休)午前11時/3歳児から</li> <li>●おはなしおばさんのおはなし会(図書館協力) 2日(日)午前11時/3歳児から</li> </ul>
保谷駅前	☎042-421-3060
火~金 午前10時~午後8時 土・日・祝日 午前10時~午後6時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ちいさなおはなしひろば 14・28日(金)午前11時/1~2歳児と保護者</li> <li>●おはなしひろば 14・28日(金)午後4時/3歳児から</li> <li>●おはなしのへや 1・15日(出)午後3時30分/5歳児から</li> </ul>
芝久保	☎042-465-9825
火~日 午前10時~午後6時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ちびっこおはなし会 12日(休)午前11時/1~2歳児と保護者</li> <li>●おはなし会 6・13・20・27日(休)午後4時/3歳児から</li> </ul>
谷戸	☎042-421-4545
火~日 午前10時~午後6時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ちびっこおはなし会 5・19日(休)午前11時/1~2歳児と保護者</li> <li>●おはなし会 12・26日(休)午後3時30分/3歳児から</li> </ul>

柳沢	☎042-464-8240
火~金 午前10時~午後8時 土・日・祝日 午前10時~午後6時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ちいさなおはなしひろば 7・14日(金)午前11時/1~2歳児と保護者 ※7日はわらべうたの時間になります</li> <li>●わくわくドキドキ紙芝居 8日(出)午前10時30分/どなたでも *時間が変更になりました</li> <li>●おはなしひろば 5・12・19・26日(休)午後3時30分/3歳児から</li> </ul>
ひばりが丘	☎042-424-0264
火~金 午前10時~午後8時 土・日・祝日 午前10時~午後6時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ちびっこひろば 7・14・28日(金)午前11時/1~2歳児と保護者</li> <li>●おはなしひろば 5・19日(休)午後4時/3歳児から</li> <li>●おはなしひろばサタデー 8日(出)午前11時/3歳児から</li> </ul>

#### 児童館・児童センターとの共催行事

- はじめてのページ 6日(休)午前11時15分/下保谷児童センター
- 新町おはなしひろば 5日(休)午後3時30分/新町児童館/3歳児から

各館の休館日 3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)

※中央・保谷駅前・柳沢・ひばりが丘図書館は、21日(金)も休館